



中区 消費生活相談情報<速報値>

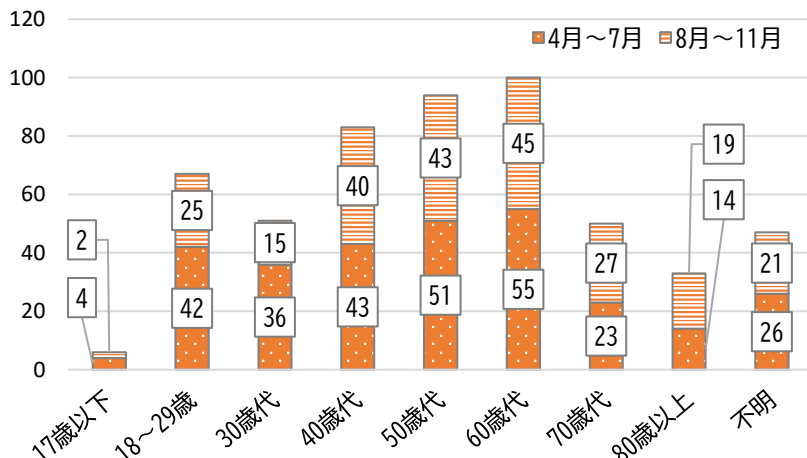
～令和8年1月 新春号～



◇消費生活相談件数

4月～7月	8月～11月	年度累計
294	237	531

◇年代別件数



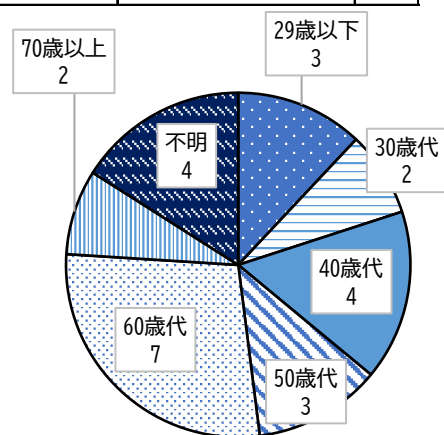
◇商品・役務別ランキング

(令和7年8月～11月受付分)

1位	化粧品	20
1位	役務その他サービス	20
3位	不動産貸借	18
4位	商品一般	14
5位	工事・建築	10
6位	修理サービス	6
7位	健康食品	4
7位	紳士・婦人洋服	4
7位	インターネット接続回線	4

◇SNSに関する消費生活相談 (令和7年8月～11月受付分)

- ①SNSでの広告がきっかけとなるケース
…「1回限り」とのSNS広告を見てファンデーションを注文したが、定期購入になっていた。初回解約を申し出たら違約金を請求された。
- ②SNSでの勧誘がきっかけとなるケース
…SNSの投資グループで知り合った投資の専門家に勧められ、個人口座に資金を振り込んだ。アプリ上では利益が出ているが、次々と追加投資を勧められるので不審だ。詐欺なのか。



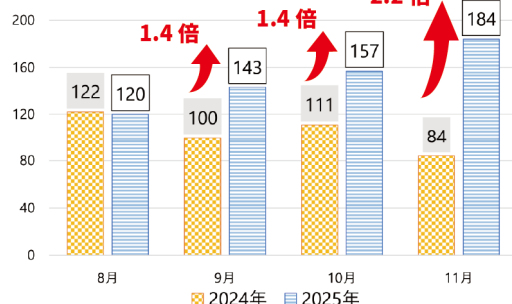
◇相談事例



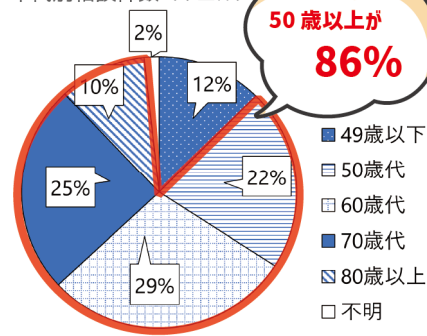
定期購入に関する相談が昨年同時期と比べて増えています。特に化粧品が目立ちます。

通販はカンタンには取消しできません！最終確認画面をよく確認しましょう！

●定期購入に関する相談件数 (市全体)



●年代別相談件数 (市全体)



50歳以上が
86%

▶ “定期縛りなし” は定期購入です！ 解約手続きはカンタン、ってホント？ ◀

「定期縛りなし」は回数の定めがない定期購入の意味で使われる場合があります。この場合は解約手続きをしない限り、自動的に2回目以降が届きます。また、解約手続きが複雑に設定されていて、カンタンには解約できない場合もあります。

▶ 初回で解約できる、けれど単品購入価格との差額を請求されます！ ◀

回数の定めがなければ初回で解約できます。しかし、初回解約を申し出ると、単品購入価格との差額を請求されるケースが多く見られます。注文内容を確認するためにも、広告や最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう。

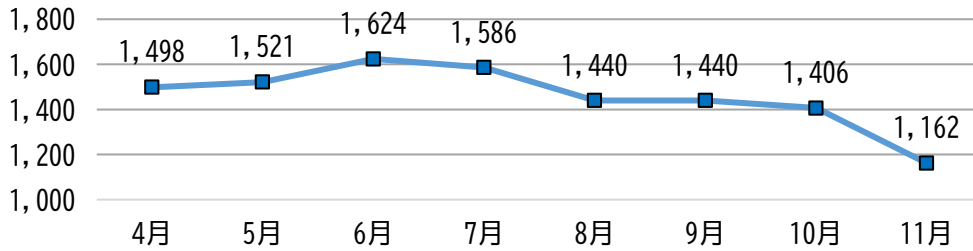


横浜市 消費生活相談情報＜速報値＞

～令和8年1月 新春号～

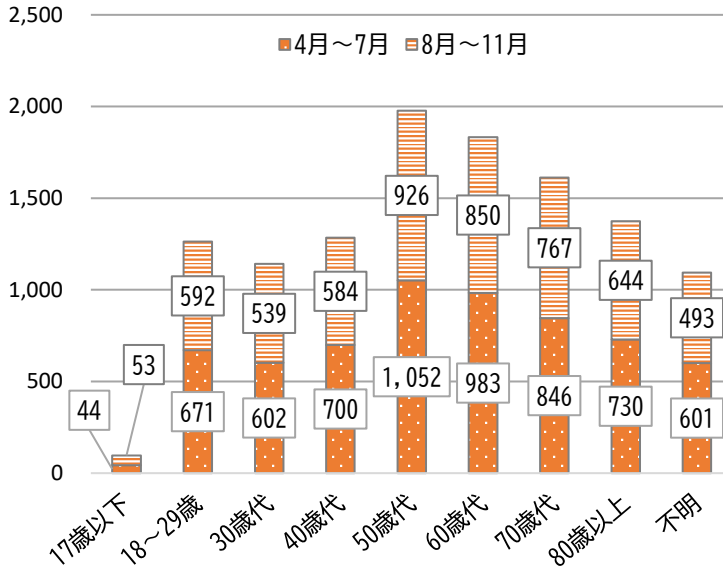


◇消費生活相談件数

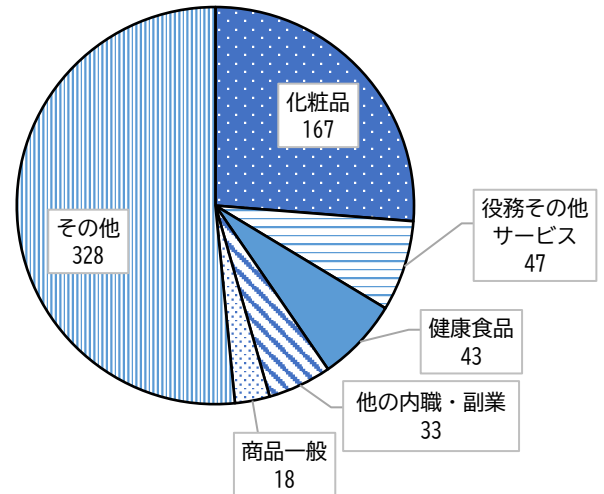


令和7年度累計
11,677

◇年代別件数



◇SNSに関する消費生活相談の商品・役務別 上位（令和7年8月～11月受付分）



◇商品・役務別件数 年代別上位5位（令和7年8月～11月受付分）

順位	17歳以下	18～29歳	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1位	インターネットゲーム 18	不動産貸借 64	不動産貸借 82	不動産貸借 67	化粧品 104	化粧品 142	化粧品 119	工事・建築 90
2位	健康食品 3	役務その他サービス 34	役務その他サービス 27	化粧品 27	商品一般 57	商品一般 69	商品一般 67	商品一般 71
3位	化粧品 3	医療サービス 30	商品一般 25	役務その他サービス 27	不動産貸借 57	役務その他サービス 39	役務その他サービス 53	役務その他サービス 60
4位	金融関連サービスその他 3	商品一般 28	工事・建築 22	商品一般 26	役務その他サービス 45	健康食品 33	工事・建築 42	化粧品 41
5位	その他4分類 各 2	エステサービス 27	インターネット接続回線 15	インターネット接続回線 23	健康食品 32	工事・建築 25	健康食品 27	健康食品 26

商品一般…商品の特定ができない相談や、身に覚えのない架空請求（メール）等に関するもの
役務その他サービス…副業サポートやビジネスコンサルティング、専門家質問サイトなど

発行元：横浜市消費生活総合センター

電話相談受付 045-845-6666

平日 9時から18時

土曜・日曜 9時から16時45分

